

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.12
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社ウィズ・パートナーズ 代表取締役CEO 安東 俊夫
【住所又は本店所在地】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【報告義務発生日】	平成28年9月26日
【提出日】	平成28年9月30日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	新株予約権の行使に伴う保有株券等の1%以上の内訳変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	シンバイオ製薬株式会社
証券コード	4582
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社ウィズ・パートナーズ
住所又は本店所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成15年5月1日
代表者氏名	安東 俊夫
代表者役職	代表取締役CEO
事業内容	投資運用業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	管理部 山口 隆志
電話番号	03-6430-6773

(2)【保有目的】

純投資

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等(株・口)				4,451,851
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	H	4,472,000
新株予約権付社債券(株)	B	-	I	5,331,753
対象有価証券カバードワラント	C		J	
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	
対象有価証券償還社債	F		M	
他社株等転換株券	G		N	
合計(株・口)	O	P	Q	14,255,604
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T			14,255,604
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U			9,803,753

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成28年9月26日現在)	V	43,331,774
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		26.83
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		26.83

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成28年8月1日	普通株式	75,500	0.14	市場内	処分	
平成28年8月2日	普通株式	39,200	0.07	市場内	処分	
平成28年8月4日	普通株式	23,000	0.04	市場内	処分	
平成28年8月5日	普通株式	106,800	0.20	市場内	処分	
平成28年8月8日	普通株式	50,500	0.10	市場内	処分	
平成28年8月9日	普通株式	31,100	0.06	市場内	処分	
平成28年9月23日	新株予約権付社債券	710,900	1.34	市場外	処分	新株予約権行使

平成28年9月23日	普通株式	710,900	1.34	市場外	取得	新株予約権行使 (行使価格) 211円
平成28年9月26日	新株予約権付社債	710,900	1.34	市場外	処分	新株予約権行使
平成28年9月26日	普通株式	710,900	1.34	市場外	取得	新株予約権行使 (行使価格) 211円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

- (1) 金融商品取引法第27条の23第3項第2号の株券等の数は、提出者が無限責任組員を務めるウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合が保有する株券等の数です。
- (2) 提出者及び発行者は、投資契約により、大要以下のとおり合意しています。
- 発行者は、提出者が同意した第三者との間で締結した業務提携契約等上の義務として10億円以上の資金が必要な場合に限り、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本社債」という。）に付された新株予約権13個を上限として、その行使を提出者に指示できる。
- 発行者は、平成30年4月22日以降、普通株式の終値が直近10取引日連続で本社債に付された新株予約権の行使価額の150%を超過した場合は累積で当該新株予約権10個まで、200%を超過した場合は累積で当該新株予約権20個までを上限として、その行使を提出者に指示できる。
- 提出者は、平成30年4月22日までの間、発行者において組織再編行為、事業譲渡、倒産手続開始申立て、上場廃止、投資契約の重大な違反の決定等があった場合に限り、本社債の繰上償還を発行者に請求できる。
- (3) 光世証券株式会社より株券貸借契約に基づき3,030,000株を借り入れています。（借入期間：平成28年7月8日から平成28年9月28日まで）。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	1,434,786
上記（Y）の内訳	組員の出資金
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	1,434,786

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地